

第二百四回国 参議院農林水産委員会会議録第十七号

令和三年六月十日(木曜日)

午前十時開会

委員の異動

六月八日

辞任

舞立 昇治君

宮崎 雅夫君

六月九日

辞任

阿達 雅志君

青木 一彦君

補欠選任

青木 一彦君

阿達 雅志君

補欠選任

宮崎 雅夫君

舞立 昇治君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

上月 良祐君

堂故 茂君

藤木 眞也君

山田 修路君

田名部匡代君

紙 智子君

委員

高橋 克法君

野村 哲郎君

林 芳正君

舞立 昇治君

宮崎 雅夫君

山田 俊男君

石垣のりこ君

郡司 彰君

森 ゆうこ君

河野 義博君

熊野 正土君

衆議院議員

農林水産委員長

農林水産委員長

代理

農林水産委員長

代理

農林水産委員長

国務大臣

農林水産大臣

副大臣

農林水産副大臣

大臣政務官

農林水産大臣政務官

事務局側

常任委員会専門員

政府参考人

林野庁長官

本郷 浩二君

高橋 光男君

石井 苗子君

舟山 康江君

須藤 元気君

高鳥 修一君

鈴木 憲和君

稲津 久君

亀井亜紀子君

野上浩太郎君

宮内 秀樹君

熊野 正土君

笹口 裕二君

本日の会議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○委員長(上月良祐君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、林野庁長官

本郷浩二さんを政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(上月良祐君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(上月良祐君) 公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

提出者衆議院農林水産委員長高鳥修一さんから趣旨説明を聴取いたします。高鳥衆議院農林水産委員長。

○衆議院議員(高鳥修一君) ただいま議題となりました法律案につきまして、提案の趣旨及び主な内容を御説明申し上げます。

本案は、脱炭素社会の実現に向けて、建築物等における木材の利用の一層の促進を図ることを目的とするものであり、その主な内容は次のとおりであります。

第一に、法律の題名及び目的の改正についてであります。

法律の題名を脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律に改めるとともに、目的に脱炭素社会の実現に資することを追加することとしております。

第二に、基本理念の新設についてであります。

木材の利用の促進は、森林による二酸化炭素の吸収作用の保全及び強化が十分に図られること、二酸化炭素の排出の抑制その他の環境への負荷の低減が図られること、森林の有する多面的機能が

持続的に発揮されること及び山村その他の地域の経済の活性化に資することを旨として行われなければならないものとしております。

第三に、責務規定の改正等についてであります。

国は、建築用木材等の適切かつ安定的な供給の確保のために必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとしております。また、林業及び木材産業の事業者についても、基本理念にのっとり、建築用木材等の適切かつ安定的な供給に努めるものとしております。

第四に、木材利用促進の日及び木材利用促進月間の新設についてであります。

国民の間に広く木材の利用の促進についての関心と理解を深めるため、十月八日を木材利用促進の日、十月を木材利用促進月間とすることとしております。

第五に、基本方針等の対象の拡大についてであります。

基本方針、都道府県方針及び市町村方針の対象を公共建築物から建築物一般に拡大することとしております。

第六に、建築物における木材利用促進のための協定制度の創設についてであります。

国又は地方公共団体及び事業者等は、事業者等による建築物における木材の利用の促進に関する構想及び国又は地方公共団体による当該構想の達成に資するための支援に関する事項を定めた協定を締結することができるものとしております。また、国は、当該協定に係る構想の達成のための事業者等の取組を促進するため、必要な支援を行うものとし、地方公共団体は、国の措置に準じて必要な措置を講ずるよう努めるものとしております。

す。
第七に、木材利用促進本部の設置についてであります。

農林水産省に、特別の機関として、木材利用促進本部を置くものとし、同本部は、基本方針の策定及び木材の利用の促進に関する施策の実施の推進等に関する事務をつかさどるものとしております。

なお、この法律は、令和三年十月一日から施行することとしております。

以上が、本案の趣旨及び主な内容であります。何とぞ、御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○委員長（上月良祐君） 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○田名部匡代君 おはようございます。立憲民主党の田名部匡代でございます。

今日は十分お時間をいただきました。いつもみたいにいるいろいろ言っていると時間がなくなるなど思いながら、冒頭、今日、長官にお越しをいただいたので、御答弁結構ですが、昨日、私たちの部会でもウッドショックについてお話聞かせていただきました。今後の見通しがなかなか立たないという中で、収まるのが年内なのか、それとも海上輸送のコンテナ不足が解消されるのがもっと早いのかもしれないという、見通しが立たない中で、今日地元の新聞でも、やっぱり関係業界団体からもう悲鳴が上がりつつあります。ですので、是非、現場の状況をしっかりと把握をしていただきたいながら必要な対策打っていただきたいというふうに思いますので、これ要望にとどめたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

一方で、そういう中で、じゃ国産材をどんどん利用する方向に、中長期的には、これを、こういうことも、機会に進んでいけばいいなというよう

な思いもあると思うんですけど、そこで今回この法案が提出をされて、今までの公共事業だけではなくて一般にも国産材を使った建築物進めていくこと。今日、実は私の付けているアクセサリ、イヤリングは木でできておりまして、もう本当に、名刺入れも木でできておりまして、いろいろこういういい物がというか楽しい商品も出ているわけですけども、是非木の良さを広く国民の皆さんにも知っていただきたいと思います。

最初にこの法案ができたときには、ここにおける郡司委員なんかも積極的に森林・林業再生プランの策定から始まって、山の整備、路網の整備、そして人材育成、川上だけではなくてそれを使うところまで一体的に整備をして木材利用を促進していくという、こういう考え方の下で進んできたので、今回ちょっと名称が変わることには若干寂しさを感じるんですね。公共建築物等だったので別にあえて名前を変えることもないし、何も、これがカーボンニュートラルとかこれからのそういうことに資するだけではないので、山の持つている役割や意味というのはもっともっと広く大事な意味があるので、何かこういうことが限定的に受け止められるんじゃないかなという寂しい思いはありますけれども、是非これを、この法律が成立することによってより利用の促進につながっていくよう、与野党協力をやっていきたいなというふうに思います。

質問に入ります。

まず、木材の利用を促進する意義についてどのようにお考えになられるか、お答えください。

○政府参考人（本郷浩二君） お答えを申し上げます。

戦後造成された人工林が本格的な利用期を迎える中で、林業の成長産業化に向けて豊富な森林資源を持続的に循環利用することが重要な課題となっております。切って使って植えるというサイクルを定着させるために国産材の需要拡大が必要

と考えております。

とりわけ、木材の最大の需要先は建築物での利用であり、建築用木材は燃料材やパルプ・チップ用材と比べ高値で取引されていることから、建築物における木材の利用を促進することは、山元への利益還元と、それに伴う再造林の促進につながる最重要課題と考えております。

また、木材は炭素貯蔵機能を有すること、省エネ資材であることなどから、その利用の促進は二〇五〇年カーボンニュートラルの実現にも寄与しており、加えて、木材は調湿性に優れ、断熱性が高く、リラックス効果があるなど、人に優しく、心休まる素材です。

このように、木材利用を促進することは我が国の社会経済や環境の持続性の確保、国民の豊かな暮らしを実現する上で意義深いものと考えております。

○田名部匡代君 公共建築物等木材利用促進法が施行されて十年経過するわけですけども、その成果についてはどのように評価されていますでしょうか。

○政府参考人（本郷浩二君） お答え申し上げます。

公共建築物等木材利用促進法に基づき、国土交通省とともに毎年度国の機関における低層の公共建築物木造化等の検証を行うとともに、毎年二十三省省庁等による関係省庁等連絡会議において木材利用促進に向けて情報共有を行うなど、政府一体となり、公共建築物における木材の利用に取り組んできたところでです。

公共建築物全体の床面積ベースの木造率は、法制定時の平成二十二年度の八・三％から令和元年度には一三・八％に上昇しております。積極的に木造化を促進することとされている低層の公共建築物の木造率は、平成二十二年度の一七・九％から令和元年度には二八・五％に上昇しており、公共建築物の木材利用は一定程度進んできているも

の、更なる向上が必要と考えております。

○田名部匡代君 長官、答弁急いでいただいてあげてください。

今回この法案の議論、私たちからいろいろな修正とか要求もさせていただいて、その多くは盛り込んでいただいています、さっきの名称のところ以外は、ありがとうございました。

これ議員立法で法改正を検討した理由、また、この法律が成立した場合にどのように木材利用が進んでいくというふうに考えておられるのか、提出者お願いします。

○衆議院議員（鈴木憲和君） 御質問ありがとうございます。

まず、本改正の理由ですけども、主に森林資源の充実、そして脱炭素社会の実現という世界の潮流、そして今年になって仙台駅近く七階建ての木造のビル完成をいたしました、現行法が制定してから十年を経過する中で、耐震性、耐火性能の確保に係る技術革新、建築基準の合理化等により木材の利用の可能性がかなり拡大をしてきているという状況があります。

こうした中で、なぜ議員立法であつたのかという御質問であります。当時、私も農林水産省の職員で田名部政務官にも大変御指導をいただきましたが、当時、私も記憶をしておりますが、閣法で元々出された現行法であつたというふうに思いますが、その出された後に、かなり与野党を含めて、当時の、議論がかなりなされて現行法ができているという経緯があります。こうした経緯もよく踏まえまして、また今回も御党を始め各党の皆様も含めて、法改正に向けた検討が行われた上で各党間の協議が行われて議員立法に、の改正に、提案に至ったところであります。

木材利用がどう進んでいくかという点であります。

本法案では、国や地方公共団体と事業者とが協

定を締結し、協定事業者を支援する仕組み、これを設けるとともに、設計、施工に係る先進的な技術の普及や人材育成、強度等に優れた建築用木材の製造技術や製造コストの低廉化、技術の開発、普及の促進等の施策を規定しております。これらを通じて、民間建築物も含め広く木材利用の促進を図られることを期待しています。このほか、木材利用促進の日、そして木材利用促進月間、表彰制度等を定めまして、大切なことは国民全体で建築物等に木材を使うことの意義を共有をして、この裾野を広げていくということだというふうに考えております。

○田名部匡代君　ありがとうございます。
私も、最初この法案ができたときに、随分大胆な法案だなと思ったんですよね、公共建築物に国産材使おうというわけですから。でも、これが一定程度成果を上げてきて、それを更に広げていくということなので、本当にそのことには賛同します。

ただ、やはり課題もあると思うんですね。国産材需要拡大に向けてこれまでいろいろ取り組んできたけど、課題、やっぱり大きな課題、更に進めるために残されている課題というのは何だというふうにお考えでしょう。
○政府参考人(本郷浩二君)　お答えいたします。これまで農林水産省としては、建築物における更なる木材利用に向けて様々取り組んできたところがございます。一方で、非住宅分野や中高層分野において、施主となる事業者にも木材化のメリットなどが浸透していないことや一般的な工法や仕様が確立されていないためコストが掛かり増しになりがちであることなどから、木造率が低位にとどまっております。

今後、人口減少に伴い、これまで最大の木材需要先であった新設住宅の着工戸数の減少が見込まれることから、本法案も契機として、木材が余り使われてこなかった非住宅分野及び中高層分野に

おける木材利用を促進し、新たな木材需要を創出することが重要であると考えております。

○田名部匡代君　ありがとうございます。
是非、最後に大臣から一言いただきたいというふうに思っていますが、山を見れる人、そして木を上手に扱える人、そういうプロフェッショナルな人たちが、人材がいなくなっているということで、人材育成も非常に重要だと思っています。大臣、木材利用促進に向けて大臣の決意を一言聞いて、終わります。

○国務大臣(野上浩太郎君)　やはり豊富な森林資源を循環利用して林業の成長産業化を実現するためには、木材の最大の需要先である建築物における木材利用を促進することが重要であると考えております。

今般の改正案でも、この脱炭素社会の実現を位置付けることですか、あるいは基本方針等の対象を公共建築物から建築物一般へ拡大する、あるいは建築物木材利用促進協定制度の創設を行う等々、いずれも建築物における木材利用を促進する上で極めて重要な事項であると受け止めております。民間建築物を含む建築物全般にこの木材利用を促進するための施策を一層推進をしまして、森林資源の循環利用の促進、そして林業の成長産業化を全力で進めてまいりたいと考えております。

○舟山康江君　国民民主党の舟山康江でございます。

公共建築物等木材利用促進法は、先ほど田名部委員からもありましたけれども、二〇〇九年の民主党政権発足後、直ちに取り組みしました森林・林業再生プラン、これはコンクリート社会から木の社会へを掲げて、森林・林業を基軸とした雇用の拡大を図るとともに、我が国の森林・林業を早急に再生していくための指針と位置付けたものですけれども、この指針の実現に向けて翌年の通常国会に提出した法律です。この頃から既に低炭素社

会の実現という目標を掲げ、大きく踏み出したものだと思っております。

私も当時、農林水産大臣政務官として郡司当時の副大臣とともにプランの作成、そして法案作成にも関わってまいりましたので、大変思い入れのある法律です。要は、川上の森林整備と同時に川下の木材需要をつくる必要があり、その一環としてまずは国や自治体が率先して公共建築物を木造に置き換えていこうと、これを推進する法律です。

法律ができてから、先ほど長官からも御答弁ありましたけれども、木材の需要量も増加に転じておりますし、木造率も低層を中心として徐々に増加していると。まだ道半ばなのかなと思っていますけれども、一定の成果があるのかなと思っております。

法律施行から十年が経過をいたしましたので、今般、先ほどありましたけれども、閣法ではなくて議員立法での修正案が提出されたわけですから、まず大臣にお聞きします。

一般論として、この法律の目的規定にも関係するんですけども、木材の利用を促進することを得られる効果は何だとお考えでしょうか。

○国務大臣(野上浩太郎君)　やはり、戦後造成されました人工林が本格的な利用期を迎える中で、木材利用を促進することは、森林資源の循環利用を進めるとともに、やはり燃料材よりも高値で取引される建築用材への利用の促進によりまして、山元への利用還元、利益還元と、それに伴う再造林の促進につながる効果があると考えております。

また、木材は炭素貯蔵機能を有するほか、森林から再生産が可能でありまして、環境への負荷が高い資材ですとかあるいは化石資源に代替して利用することによりまして、我が国が目指す二〇五〇年カーボンニュートラルの実現にも寄与する効果があるものと考えております。

加えて、木材は調湿性に優れまして、断熱性が高く、またリラックス効果があるなど、木材を利用する方々にとっても心休まる素材として利用価値が高いものと考えております。

このように木材利用を促進することは多くの効果があるものでありまして、本法案を契機として更なる木材利用の促進に取り組んでまいりたいと考えております。

○舟山康江君　ありがとうございます。

今大臣からありましたけれども、たくさん木材利用促進によって様々な効果が得られる、山元の利益還元、それから森林の適正な整備、あと温暖化防止等、様々な効果があるということでありまして、この法律の第一条、目的規定にも、地球温暖化の防止、循環型社会の形成、森林の有する国土の保全、水源の涵養その他多面的機能の発揮及び山林その他の地域の経済の活性化に貢献するということが書かれております。

そういったことで、やっぱりいろんな効果があるからこそ木材利用を促進していこう、整備とともにも使うことでその効果を発揮していこうというのがやはりいい循環につながっていくのかなと思うんですね。

そういう中で、私、今回、とにかくもつと、公共建築物のみならず、今までも等としては規定していましたが、そこに限定するのではなくて、幅広く木材の利用を促進して、さらに、そのための施策として様々な本部をつくるとか、いろいろ施策を更に進めるということは本当に大歓迎でありますけれども、一点、先ほど田名部さんからも質問の中で、意見表明の中で若干懸念を表明されておりましたけれども、私も違和感が残るのがこの題名なんですね。

今大臣からも御答弁ありましたように、そしてまた既に目的規定にもありますように、様々な分野に貢献しているにもかかわらず、なぜ、脱炭素

社会の実現に資する等のためと、まあ後から等ということで、一応私も強く主張させていただきましてので等が入りましたけれども、なぜこの限定的な枕言葉を置くのかというところ。これだと目的があたかも非常に限定的に見えるのではないかと、そんな疑念がございます。

そういう中で、なぜあえてこの限定的な枕言葉を入れたのか、それがなくても十分この木材利用促進の意義が伝わるんではないかというふうに、むしろ伝わるんではないかと思う中で、限定した理由についてお答えいただきたいと思います。

○衆議院議員 稲津久君 お答えさせていただきます。

今般の法改正によりまして木材利用の促進の対象を公共建築物から民間建築物を含めた建築物全般に拡大するということから、木材利用の促進と広く国民運動として推進していくことが重要であると考えています。そのためには、木材利用促進の意義を国民にアピールするためにも、脱炭素社会の実現という分かりやすい標語を題名にすることが適切であると考えた次第であります。

その上で、この木材利用の促進については、この脱炭素社会の実現のみならず、循環型社会の形成や森林の持つ多面的機能の発揮、そして地域経済の活性化等にも貢献するものでありますので、与野党協議の結果も踏まえて、題名を脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律と、このように改正することとしております。

○舟山康江君 脱炭素社会の実現というのは今の政府の目的でもありますので、分かりやすいといえはそうかもしれませんが、逆にその森林の持つ多面的機能とか木材利用促進の、先ほど大臣からも御答弁ありましたけれども、様々な役割自体の認識がむしろ広がりにくくなるのではないのかなという懸念は私持つております。

そういう中で、まあ総論として私も賛成でしたので、それ以上、一応のみ込みましたけれども、等ということだけでくるといえるものいかなものかなという疑念が残ることだけ申し添えたいと思っております。

その上で、恐らくこれ、先ほど林野庁からも成果等のお話がありましたけれども、発議者が今回法案提出をした背景として、多分成果がありながらもまだまだ課題があるということだったのかなと思いますけれども、発議者が考えるこの成果と現行法の課題、そして法改正によつてその課題をどう克服しようとしているのか、その辺りについてお答えいただきたいと思います。

○衆議院議員 亀井亜紀子君 お答えいたします。

まず、公共建築物等木材利用促進法ですが、舟山議員が政務官でいらして積極的に関わられた、また、法律ができた当時、私自身は参議院の農水委員でしたので、私自身にも大変思い入れのある法律です。

そして、この現行法の成果というのは、先ほどの長官の御答弁にもありましたとおり、明らかにあった、一定程度面積、木材の利用面積が広がったと考えております。特に低層の公共建築物を中心に積極的な木造化が進められてきました。

一方で、中高層の建築物や面積規模の大きい建築物においては、設計、施工やコストの面で木造化が困難な場合もあり、木造化が進んでいないという課題がありました。

そこで、本法案は、現行法の制定から十年が経過し、耐震性能や耐火性能等の技術革新や建築基準の合理化により木材利用の可能性が拡大していること、戦後植林された国内の森林資源は本格的な利用期となつてきていること、木材の利用は造林、伐採、木材利用、再造林という森林循環を通じて森林のCO₂吸収作用を保全及び強化し、脱炭素

社会の実現に貢献すること等から、民間の建築物を含む建築物一般における木材利用を促進する必要があると考え、提出した次第であります。

また、中高層の建築物や面積規模の大きい建築物の課題については、設計及び施工に係る先進的な技術の普及の促進、強度等に優れた建築用木材の製造技術や製造コストの低廉化技術の開発、普及の促進等の施策を規定することとしております。

以上です。

○舟山康江君 ありがとうございます。

十年たつて更に範囲を拡大し、様々な施策も前に進めるということで、更に、木材利用の促進によつてその森林の持つ多面的機能、様々な役割を発揮するためにしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

一方で、先ほど、これも田名部委員から少し指摘がありましたけれども、ウッドショック、海外からの外材が非常に入りにくくなっていると、価格が上がっているということがありました。ある意味、これ現場では今、直近大変なんですけれども、やっぱりこれをチャンスに変えて国産にしっかりとシフトしていく、そんな必要もあるのかなと思っております。

この法律とともに、今の状況に対応する、そしてこれをチャンスに変えていくために、今林野庁ではどのようなことをお考えなのか、お答えいただけますか。

○政府参考人(本郷浩二君) お答えを申し上げます。

我が国の製材品需要の約五割を占める輸入木材については、米国や中国の木材需要増大等を背景に、原産国における産地価格が高騰し、輸入量が減少しています。輸入材の代替としての国産材製品の引き合いも強くなっております。国内の加工工場も既に稼働率を上げて対応しております。

ども、品目によつては製品市場で価格が競り上がるなど、原木を含め全体的に木材価格が上昇しております。

こうした状況において、正確な情報を把握し、需給の変動に適切に対応することが重要と考えており、四月十四日に関係団体による意見交換を実施し、川上から川下までの情報共有を図るとともに、四月三十日に業界団体に対し、実際の需要に基づいた適切な発注や過剰な在庫保有の抑制、これらに関連した木材流通に係る情報提供に対する協力要請を行ったところでございます。

需給の状況は地域によつて差異があることから、川上から川下までの関係者から成る全国七地区における地区別の需給情報連絡協議会を五月二十七日以降、九州地区から順次開催しているところでございます。

輸入材の動向や国産材の需給動向について情報共有を図りつつ、不足する材を代替するために生産品目を転換する事例を共有するなど、川上から川下の関係事業者間における対応策の検討を促しているところでございます。

輸入材からの転換も含めて、需要の拡大に向けて更なる国産材の安定供給体制を構築することが重要と考えており、川上から川下までの信頼関係の下、効率的なサプライチェーンの構築を推進していく考えでございます。

○委員長(上月良祐君) おまとめください。

○舟山康江君 はい。

ありがとうございます。

日本、森林大国でこれだけ山があつて使える木がまだまだある中で、逆に言えば、輸入材に頼ってきた、輸入材に押されていたということ自体がある意味ちよつと異常だったのかなと思いますので、やはりこれを機にしっかりと国産材が使える仕組みをもう一度構築する、それが大きな課題なのかなと思いますので、この法律を生かしながら

取り組んでいただきたいと思います。 終わります。 ○紙智子君 日本共産党の紙智子でございます。木材利用の促進改正法案についてお聞きします。	で、是非、これはやっぱり持続的な国産材の安定供給ができないし、そういうことでいいのかというところがちよつと一つ大臣にお聞きしておきたいと思います。 ○国務大臣（野上浩太郎君） 一般の輸入木材の不足に對しまして、御指摘のとおり、需要側から国産材の更なる供給量の増加を求める声がある一方で、国産材の供給側からは、今後の安定的な需要が確保されないと増産のための設備投資や労働力確保が難しいとの声も聞かれております。 このため、現在、地域ごとに、川上から川下までの関係者による意見交換会、きめ細かく実施をしております、やはり共通認識の醸成を図った上で、関係者間で一定の信頼関係の下にこの輸入材からの転換も含めた国産材の需要を定着させていくこと、そして更なる国産材の安定供給体制を構築することが重要であると考えております。 ○紙智子君 新型コロナを経験して、改めて輸入木材依存から国産材の利用に切り替えて定着させていく必要があるんじゃないかと。そういう政策的な転換という点では、ポイントというか、必要だと思ふんですけど、どうでしょうか。 ○国務大臣（野上浩太郎君） 今回の事態を受けまして、今申し上げましたとおり、関係者で一定の信頼関係の下に輸入材からの転換も含めた国産材の需要を定着させまして、今申し上げましたとおり、関係者で一定の信頼関係の下に輸入材からの転換も含めた国産材の需要を定着させまして、川上、川中、川下の相互利益の拡大を図りつつ、更なる国産材の安定供給体制を構築することが重要と考えております。 具体的には、川上では路網整備等による森林施業の効率化、川中では製材工場等の生産性向上、川下では輸入材を国産材で代替するための技術開発や普及等を推進をして、川上から川下までの関係者をつなぐサプライチェーンの構築を進めつつ、やはり国産材が適正に評価をされて安定的に供給をされる、そういう取組を進めていくことが	重要であると考えております。 ○紙智子君 では、立法提案者にお聞きします。今回のウッドショックに対して国産材の置き換えを進め定着させる上で、この法案が役立つものになるのか、どんな役割を果たすのかということについてお答えください。 ○衆議院議員（鈴木憲和君） 御質問ありがとうございます。 外材の価格が高騰している現下の状況におきましては、やはり国産材の安定供給を確保し、国内の木材需要にしっかりと応えていくということは私も必要不可欠であるというふうに認識をしております。 その中において、本法案であります、建築用木材の供給に関しましては、建築用木材等の適切かつ安定的な供給に関する国の責務、そして林業、木材産業の事業者の努力を定めまして、基本方針等においても、建築用木材の適切かつ安定的な供給の確保に関する基本的事項を定めることとしております。そして、具体的な施策といたしまして、強度又は耐火性に優れた建築用木材の製造技術及び製造コスト低廉化技術の開発、普及の促進等を行うといった内容を盛り込んでおります。 また、本法案は、国、地方公共団体と事業者等による建築物における木材利用促進のための協定制度を創設をしまして、そこに対して支援をするということになっております。この協定制度を活用いたしまして、建築主となる事業者だけではなく、供給側である林業、木材産業の事業者も当事者となる三者協定を締結することもできます。これによって安定的な国産材の供給を確保していくということも可能となるというふうに考えております。 ○紙智子君 もう一点、立法提案者にお聞きします。木材利用の範囲がどこまで拡大されるのかと	いうことなんですけど、木材の利用に当たってやっぱり国民の暮らしやなりわいに密着したものになることが望ましいと思います。例えば、空き家対策で地方創生などで進められているような農泊とか古民家農泊とか、それから、都会から農業や林業を行うために地方に移住した人がこの空き家を借りて居住するというケースもあるんですけど、その場合の住宅のリフォームとか、そういう取組も含めて幅広く活用できるものになるんでしょうか。 ○衆議院議員（鈴木憲和君） 御質問ありがとうございます。 まず、現行法におきまして、木材の利用の定義には、建築物の主要構造部のほかに、天井、床、また壁などの内装部分に木材を使用することも元々広く含まれているものであります。 本法案は、木材の利用のこのような幅広い定義を維持した上で、対象となる建築物を公共建築物から建築物一般に拡大しようとするものであります。したがって、本法案で念頭に置いている建築物における木材利用の在り方は幅広く、木造建築物を建築する場合はもちろん、鉄骨などほかの資材と木材を併用する場合や、また御指摘のように、既存の建築物のリフォームにより内装、外壁等に木材を利用する場合も当然に含んでおりまして、まさに建築物における木材利用に関し幅広く活用できる法案となっております。 また、先ほど申し上げました協定制度も、うまく今先生御指摘のようなことも盛り込んでいただいて、工夫する余地もあるというふうに考えております。 ○紙智子君 地域にもやっぱり広く還元できるようにすることが大事だと思います。 建築物の木造化を促進するために、木造建築の設計者、施工者の育成が求められていると思うんです。施工者である大工さんなんかも国勢調査を
--	---	--	--

見るとすぐ減っているわけですね。一九九五年で七十六万人いたのが、二〇一五年、三十五万人まで減っている。

職人さんをどう確保するかというのも大きな課題ですけど、これ国土交通省なので、木造建築物のやつぱり良さ、木のぬくもりとか香りとかですね、そういう木材特有の良さがあって、今後、そういう木造建築に関わる設計者をどんなふうに育成し、増やしていくんでしょうか。

○政府参考人(本郷浩二君) お答えを申し上げます。

木造建築物について、お施主さんに提案して、こういう建築物を設計できる技術者等の確保、育成が大変重要であると考えており、農林水産省では、木造建築物に携わる設計者等に対する建築用木材に関する研修の実施、企画から設計段階に至る課題を解決するための指導、助言を行う専門家の派遣などの取組を支援しているところでございます。

引き続き、これらの取組により、木造建築物に携わる設計者等の育成を進めてまいります。

○紙智子君 最後、第六条で、森林及び木材産業の事業者は、建築用木材など、安定的な供給に努めるということで、この木材供給するに当たっては伐採後の再造林を確実にすることが重要だということ、木材価格を下げることなく山元利益をどう確保するかについてごく大事な点ですね。この点、最後にお聞きしたいと思います。

○政府参考人(本郷浩二君) お答えを申し上げます。

木材の利用に当たっては、できるだけ高い価値での木材利用を促進することで山元により多くの利益が還元され、それが再造林を進める上での原資となることから、燃料材と比べて高値で取引される建築用木材の利用を促進するとともに、素材生産や原木流通コストの縮減を図り、安定供給体

制を整備する中で、川上から川中、川下までの相互利益を拡大するなどの取組を推進していくことが重要であると考えております。

引き続き、山元の利益を確保し、再造林の促進や持続的な林業の推進につながるよう、木材利用の促進に取り組んでまいりたいと考えております。

○委員長(上月良祐君) おまとめください。

○紙智子君 時間になりました。終わります。

ありがとうございます。

○委員長(上月良祐君) 他に御発言もないようですから、質疑は終局したものと認めます。

これより討論に入ります。――別に御意見もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(上月良祐君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、田名部さんから発言を求められておりますので、これを許します。田名部匡代さん。

○田名部匡代君 私は、ただいま可決されました公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案に対し、自由民主党・国民の声、立憲民主・社民、公明党、日本維新の会、国民民主党・新緑風会及び日本共産党の各派並びに各派に属しない議員須藤元気さんの共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

木材の利用を促進することが森林の有する多

面的機能の発揮及び山村その他の地域の経済の活性化に貢献すること等に鑑み、建築物における木材の利用の促進及び建築用木材の適切かつ安定的な供給の確保に関する措置を講ずること等により、林業及び木材産業の持続的かつ健全な発展を図り、もって森林の適正な整備及び木材の自給率の向上に寄与するとともに、脱炭素社会の実現に資することは極めて重要である。

よって、政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

一 木材の利用の促進による森林資源の循環利用の確立に向けて、確実な再造林をはじめ、森林の適正な整備が図られるよう、森林整備事業に係る予算の確保及び支援措置を拡充すること。また、木材の利用の促進・確保を通じた山元への一層の利益還元を推進するとともに、内外における木材の需給状況を踏まえ、建築用木材の安定的な供給体制の構築に努めること。

二 木材の適切な供給及び林業の持続的かつ健全な発展を図るためには、人材の育成・確保が喫緊の課題となつていることに鑑み、林業就業者の所得の向上、労働安全対策をはじめとする就業条件改善に向けた対策の更なる強化を図ること。

三 持続可能な社会の実現に向けて、木材の利用の拡大による炭素貯蔵、二酸化炭素の排出削減効果の最大化により二五十年カーボンニュートラルの実現を目指すとともに、循環型社会の形成、自然との共生等を統合的に推進するため、本法の措置に加え、建築物等における木材の利用の促進のみならず、公共土木分野での木材の利用の促進、熱利用など高効率な木質バイオマスエネルギーの活用を推進すること。その際、森林の有する多面的機能が十分に発揮されるよう、森林の適正な整

備を図るとともに、森林の適正な保全に支障を及ぼすような伐採及び開発行為を防止すること。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○委員長(上月良祐君) ただいま田名部さんから提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(上月良祐君) 全会一致と認めます。よって、田名部さん提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、野上農林水産大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。野上農林水産大臣。

○国務大臣(野上浩太郎君) ただいまの御決議につぎましては、その御趣旨を十分に尊重させていただきます、関係省庁と連携を図りつつ、今後最善の努力をしてまいります。

○委員長(上月良祐君) なお、審査報告書の作成につぎましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○委員長(上月良祐君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午前十時四十一分散会

六月九日本委員会に左の案件が付託された。

一、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案(衆

公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案

公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律

公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成二十二年法律第三十六号）の一部を次のように改正する。

題名中「公共建築物」を「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物」に改める。

目次を次のように改める。

目次

第一章 総則（第一条―第九条）

第二章 建築物における木材の利用の促進に関する施策

第一節 基本方針等（第十条―第十二条）

第二節 建築物における木材の利用の促進（第十三条―第十五条）

第三節 建築用木材の適切かつ安定的な供給の確保（第十六条―第二十一条）

第三章 建築物以外における木材の利用の促進に関する施策（第二十二条―第二十四条）

第四章 木材利用促進本部（第二十五条―第三十条）

第五章 雑則（第三十一条―第三十三条）

第六章 罰則（第三十四条）

附則

第一条中「かん養」を「涵養」に、「かんがみ、公共建築物」を「鑑み、建築物」に、「農林水産大臣及び国土交通大臣が策定する」を「木材の利用の促進に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、並びに建築物における木材の利用の促進に関する」に、「について定めるとともに、公共建築物の整備の用に供する木材」を「の策定、建築物における木材の利用の促進及び建築用木材」に、「適切な」を「適切かつ安定的な」に、「を講ずること等」を「等について定めるとともに、木材利用促進本部を設置すること」に改め、「林業」の下に「及び木材産業」を、「寄与する」の下に「とともに、脱炭素社会（地球温暖化対策の推進に関する法律、平成十年法律第百十七号）第二条の二に規定する脱炭素社会をいう。第三条第一項において同じ。」の実現に資する」を加える。

第二条第三項中「の整備の用に供する木材」を「に係る建築用木材」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4 この法律において「建築用木材」とは、建築材料として使用される木材をいう。

第二条第一項中「（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第一号に規定する建築物をいう。以下同じ。）」を削り、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

この法律において「建築物」とは、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第一号に規定する建築物をいう。

第二十条中「かんがみ」を「鑑み」に改め、同条を第二十四条とする。

第十九条中「原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭（以下「化石資源」という。）」を「化石資源」に改め、同条を第二十三条とする。

第十八条中「柵」を「柵」に、「かんがみ」を「鑑み」に改め、同条を第二十二條とする。

第十七条を削る。

第三章の章名中「公共建築物における木材の利用以外の」を「建築物以外における」に改める。

第十五条及び第十六条を削る。

第十四条中「の整備の用に供する木材」を「に係る建築用木材」に改め、第二章中同条を第二十一条とす

る。

第十三条中「第十条第二項第四号」を「第十七条第二項第四号」に改め、同条を第二十条とし、第十二条を第十九条とし、第十一条を第十八条とする。

第十条第二項第三号中「の整備の用に供する木材」を「に係る建築用木材」に改め、同条を第十七条とする。

第九条第一項並びに第二項第一号及び第三号中「公共建築物」を「建築物」に改め、同条第三項中「公共建築物の整備の用に供する木材の適切な」を「建築用木材の適切かつ安定的な」に改め、同条を第十二条とし、同条の次に次の一節並びに節名及び一条を加える。

第二節 建築物における木材の利用の促進

（木造建築物の設計及び施工に係る先進的な技術の普及の促進等）

第十三条 国及び地方公共団体は、建築物における木材の利用を促進するため、木造建築物の設計及び施工に係る先進的な技術の普及の促進、中高層の木造建築物又は大規模な木造建築物の設計及び施工に関する知識及び技能を有する人材の育成、建築用木材及び木造建築物の安全性に関する情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（住宅における木材の利用）

第十四条 国及び地方公共団体は、木材が断熱性、調湿性等に優れ、紫外線を吸収する効果が高いこと、国民の木造住宅への志向が強いこと、木材の利用が地域経済の活性化に貢献するものであること等に鑑み、木材を利用した住宅の建築等を促進するため、木造住宅を建築する者に対する情報の提供等の援助、木造住宅に関する展示会の開催その他のその需要の開拓のための支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（建築物木材利用促進協定）

第十五条 国又は地方公共団体及び事業者等（事業者又は事業者団体をいう。以下この条において同じ。）は、主務省令で定めるところにより、事業者が建築主である建築物における木材の利用に関する構想その他の事業者等による建築物における木材の利用の促進に関する構想（以下この条において「建築物木材利用促進構想」という。）及び国又は地方公共団体による建築物木材利用促進構想の達成に資するための情報の提供その他の支援に関する事項を定めた協定（以下この条において「建築物木材利用促進協定」とい

う。）を締結することができる。

2 国は、建築物木材利用促進協定を締結したときは、インターネットの利用その他適切な方法により建築物木材利用促進協定の内容その他主務省令で定める事項を公表するものとする。

3 国、地方公共団体及び事業者等は、建築物木材利用促進協定を締結したときは、当該建築物木材利用促進協定に定められた事項を誠実に履行するものとする。

4 国は、その締結した建築物木材利用促進協定に係る建築物木材利用促進構想の達成のための事業者等の取組を促進するため、当該建築物木材利用促進協定に従って行われる建築物における木材の利用による環境の保全に対する寄与の程度の評価の実施及び公表、必要な財政上の配慮その他の必要な支援を行うものとする。

5 地方公共団体は、建築物木材利用促進協定を締結したときは、第二項及び前項の国の措置に準じて、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第三節 建築用木材の適切かつ安定的な供給の確保

（強度等に優れた建築用木材の製造に係る技術の開発及び普及の促進等）

第十六条 国及び地方公共団体は、建築用木材の適切かつ安定的な供給の確保を図るため、強度又は耐火性に優れた建築用木材として農林水産省令で定める建築用木材の製造に係る技術及びその製造に要する費用の低廉化に資する技術の開発及び普及の促進その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第八条第一項及び第二項第一号中「公共建築物」を「建築物」に改め、同項第三号中「公共建築物の整備の用に供する木材の適切な」を「建築用木材の適切かつ安定的な」に改め、同項第四号中「公共建築物」を「建築物」に改め、同条を第十一条とする。

第七条第一項中「農林水産大臣及び国土交通大臣は、公共建築物」を「木材利用促進本部は、建築物」に改め、「以下」の下に「単に」を加え、同条第二項第一号及び第二号中「公共建築物」を「建築物」に改め、同項第五号中「公共建築物の整備の用に供する木材の適切な」を「建築用木材の適切かつ安定的な」に改め、同項第六号及び同条第三項中「公共建築物」を「建築物」に改め、同条第四項から第七項までの規定中「農林水産大臣及び国土交通大臣」を「木材利用促進本部」に改め、同条を第十条とし、第二章同条の前に次の節名を付する。

第一節 基本方針等

第二章の章名中「公共建築物」を「建築物」に改める。

第六条中「国民は」の下に、「基本理念にのっとり」を加え、同条を第七条とし、第一章中同条の次の二条を加える。

（関係者相互の連携及び協力）

第八条 国、地方公共団体、事業者その他の関係者は、基本理念にのっとり、木材の利用の促進のため、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（木材利用促進の日及び木材利用促進月間）

第九条 国民の間に広く木材の利用の促進についての関心と理解を深めるため、木材利用促進の日及び木材利用促進月間を設ける。

2 木材利用促進の日は十月八日とし、木材利用促進月間は同月一日から同月三十一日までとする。

3 国及び地方公共団体は、木材利用促進の日をはじめ木材利用促進月間において、その趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めるものとする。

第五条中「事業者は」の下に、「基本理念にのっとり」を加え、同条に次の一項を加え、同条を第六条とする。

2 林業及び木材産業の事業者は、基本理念にのっとり、建築用木材等の適切かつ安定的な供給に努めるものとする。

第四条中「地方公共団体は」の下に、「基本理念にのっとり」を加え、同条を第五条とする。

第三条第一項中「国は」の下に、「前条の基本理念（以下単に「基本理念」という。）にのっとり」を加え、同条第二項中「前条第一項第一号」を「第二条第二項第一号」に、「かんがみ」を「鑑み」に改め、同条第四項中「公共建築物の整備等の用に供する木材」を「建築用木材等」に、「適切に」を「適切かつ安定的に」に、「かんがみ」を「鑑み」に、「適切な」を「適切かつ安定的な」に改め、同条第五項中「の建築物」の下に「（第十三条において「木造建築物」という。）」を加え、同条を第四条とする。

第二条の次に次の一条を加える。

（基本理念）

第三条 木材の利用の促進は、地球温暖化を防止することが人類共通の課題であり、そのための脱炭素社会の実現が我が国の緊要な課題となっていることに鑑み、森林における造林、保育及び伐採、木材の製造、

建築物等における木材の利用並びに森林における伐採後の造林という循環が安定的かつ持続的に行われることにより、森林による二酸化炭素の吸収作用の保全及び強化が十分に図られることを旨として行われなければならない。

2 木材の利用の促進は、製造過程における多量の二酸化炭素の排出等による環境への負荷の程度が高い資材又は化石資源（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭をいう。以下同じ。）に代替して、森林から再生産することが可能である木材を利用することにより、二酸化炭素の排出の抑制その他の環境への負荷の低減が図られることを旨として行われなければならない。

3 木材の利用の促進は、森林の有する国土の保全、水源の涵養その他の多面的機能が持続的に発揮されるときともに、林業及び木材産業の持続的かつ健全な発展を通じて山村その他の地域の経済の活性化に資することを旨として行われなければならない。

本則に次の三章を加える。

第四章 木材利用促進本部

（設置及び所掌事務）

第二十五条 農林水産省に、特別の機関として、木材利用促進本部（以下「本部」という。）を置く。

2 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 基本方針の策定及び実施の推進に関すること。

二 前号に掲げるもののほか、木材の利用の促進に関する重要事項に関する審議及び木材の利用の促進に関する施策の実施の推進に関すること。

（組織）

第二十六条 本部は、木材利用促進本部長及び木材利用促進本部員をもって組織する。

（木材利用促進本部長）

第二十七条 本部の長は、木材利用促進本部長とし、農林水産大臣をもって充てる。

（木材利用促進本部員）

第二十八条 本部に、木材利用促進本部員（次項において「本部員」という。）を置く。

2 本部員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 総務大臣

二 文部科学大臣

三 経済産業大臣

四 国土交通大臣

五 環境大臣

六 前各号に掲げる者のほか、農林水産大臣以外の国务大臣のうちから、農林水産大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者

（資料提出の要求等）

第二十九条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 本部は、その所掌事務を遂行するため特に必要があるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

（政令への委任）

第三十条 第二十五条から前条までに定めるもののほか、本部の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

第五章 雑則

（表彰）

第三十一条 国及び地方公共団体は、木材の利用の促進に関し特に顕著な功績があると認められる者に対し、表彰を行うよう努めるものとする。

（報告の徴収）

第三十二条 農林水産大臣は、認定木材製造業者に対し、認定木材製造高度化計画の実施状況について報告を求めることができる。

（主務省令）

第三十三条 この法律における主務省令は、農林水産大臣、総務大臣、文部科学大臣、経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が共同で発する命令とする。

第六章 罰則

第三十四条 第三十二条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした場合には、その違反行為をした者

は、三十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同項の刑を科する。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、令和三年十月一日から施行する。

（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部改正）

第二条 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

第二百二十五条の見出しを「（脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律の特例）」に改め、同条中「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」を「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に、「第十二条」を「第十九条」に改める。

（森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の一部改正）

第三条 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成三十一年法律第三号）の一部を次のように改正する。

第三十四条第一項第二号中「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」を「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に、「第二条第二項」を「第二条第三項」に改める。

（内閣府設置法の一部改正）

第四条 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第四十四条第一項第二号中「から第六十三号まで」を「第六十二号、第六十三号」に改める。

（農林水産省設置法の一部改正）

第五条 農林水産省設置法（平成十一年法律第九十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十六条の三」を「第十六条の四」に改める。

第四条第一項第六十二号の次に次の一号を加える。

六十二の二 脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律
(平成二十二年法律第三十六号) 第二十五条第二項に規定する事務

第十二条第二項中「農林水産物・食品輸出本部」を「農林水産物・食品輸出本部
木材利用促進本部」に改める。

第三章第四節中第十六条の三の次に次の一条を加える。

(木材利用促進本部)

第十六条の四 木材利用促進本部については、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木
材の利用の促進に関する法律（これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。